

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十九年十月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十九年八月二十四日奈良県指令高土第二九一〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十九年九月二十五日高土第九〇一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市穴虫八四一番の一部、八四二番一及び八四三番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市関屋一三一三番地

鎌田健司